

介護保険給付費受領委任払の取扱いに係る確約書

年 月 日

高 砂 市 長 様

届 出 者 住所又は所在地 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____
連 絡 先 _____

介護保険住宅改修費等受領委任払の取扱いを届け出るに当たり、次の事項を承認することを確約します。

- 1 介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）の受領を委任された福祉用具販売事業者又は住宅改修事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令等を十分理解し、遵守すること。
- 2 受領委任払は、介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）に係る高砂市の要介護被保険者等の自己負担費用の一時的軽減と生活の安定に寄与することを目的とするものであること。
- 3 事業者は、要介護被保険者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービスの提供を行うよう努めるとともに、自ら当該サービスについて質の評価を行うこと。
- 4 事業者は、受領委任払を利用するに当たり、要介護被保険者等の提示する介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等により、当該要介護被保険者等が次の全てに該当し、当該受領委任払が利用可能であるかどうか確認すること。
 - （1）生活保護法第15条の2第1項に規定する介護扶助を受けていないこと。
 - （2）介護保険法第66条第1項に規定する保険料滞納による支払方法変更の記載を受けていないこと。
 - （3）介護保険法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受けていない、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けていないこと。
 - （4）介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていないこと。
 - （5）受領委任払に係る申請の日時点において、医療機関等に入院中、又は介護施設等に入所中でないこと。
 - （6）受領委任払に係る申請の日時点において高砂市が介護保険法第27条第7項の規定に基づ

(裏面)

く要介護認定をした旨の通知を受けていること。

5 事業者は、要介護被保険者等が求めているにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払の利用を拒まないこと。また、事業者は、当該要介護被保険者等からの要望、苦情等がある場合に誠意をもって対応するとともに、高砂市が給付する受領委任払の事務に協力すること。その他事業者において処理し得ない内容についても、市関係機関に協力し、適切な対応方法を検討すること。

6 事業者は、要介護被保険者等が高砂市に対して行う介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）の申請に係る書類の作成等に協力するとともに、必要に応じて無償で申請の代行を行うこと。

7 事業者は、介護保険給付費（福祉用具購入費・住宅改修費）について受領委任払を行うときは、要介護被保険者等から保険給付分を除いた自己負担額の支払を受けるものとし、これを減額し又は超過して徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、要介護被保険者等に対し自己負担額分の領収証を発行すること。

8 事業者は、特定福祉用具の販売又は住宅改修に関する記録を整備し、特定福祉用具の販売又は住宅改修の完了の日から5年間保存すること。

9 事業者は、市が随時に行う調査に協力すること。調査の結果、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うこと。

10 事業者は、申請内容に変更があった場合又は事業の休止、廃止等を行った場合は、高砂市介護保険給付費受領委任払取扱要綱の規定に基づき、速やかに市長に届け出ること。